

る傷痕その他の事故の豫防救護に遺憾なからしむること

七、食糧増産作業については食糧増産應急対策閣議決定に即應し、従来實施し來れる農耕應援作業等を強化するのほか、左記各項の方途を講ずること

(イ) 耕作廢止畑、伐木跡地、河川敷、工場建築豫定地等、空閑地につき極力學校直營の學校報國農場を創設せしめ、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしむること

(ロ) 既設の學校報國農場その他の附屬農園については、米、麥、大豆、馬鈴薯、甘藷等を栽培せしめ、學校附屬の農業實習地および一般學校用地についても主要食糧および雜穀を栽培せしむること

(ハ) 收穫物の運搬、害蟲驅除、除草、綠肥刈取等につき學校の種類、程度、所在地等を勘案し、特定の學校をして可及的の一定地域の作業を擔當せしめ、もつて學校と作業地との緊結を圖ること

(ニ) 可耕荒廢地、開墾可能地の簡易開墾、濕地埋立、排水施設の整備、耕地整理、牧野改良等については、一校または數校を特定し、努めて一貫作業を自途としてこれが完成に協力せしむること

八、各種の工場事業場等における勤勞動員については、特に左記各項を考慮しこれが實效を收めしむること  
(イ) 學校の種類、程度および土地の情況を勘案

し、適當なる計畫を得たる場合は、通年常時循環して計画的に一定要員を出動せしむること

(ロ) 學徒の専門技能を努めてこれを活用すること  
(ハ) 學校の實習場などにおいても、工場と連繫を密にし、その委託作業に従事せしむること  
九、女子にありては前各項によるのほか、特に中等學校以上の學校につき工場地域、農村等に簡易または季節的幼稚園保育所および共同炊事場を設置せしめまたは他の經營するこの種施設において保育等に従事せしむること

### 統制會に對する勤勞行政部面の一部委讓に關する勅令案要綱の決定

鐵鋼、石炭、造船及び輕金屬の超重點産業統制會その他鑛山統制會等に對する勤勞行政部面の一部委讓に關する勅令案要綱は昭和十八年六月二十五日の閣議に於いて正式決定を見るに到り、勤勞行政に關する一時期を劃することとなつたが、右要綱を掲ぐれば左の如くである。

#### 統制會に對する勤勞行政職權委讓等に關する勅令案要綱

第一 左に掲ぐる行政官廳の職權は重要産業團體令による鐵鋼統制會、石炭統制會、鑛山統制會、造船統制會及び輕金屬統制會(以下統制會と稱す)にこれを委任すること

一、工場事業場技能者養成令第四條第二項の規定による許可  
二、工場事業場技能者養成令第七條第一項の規定に

による認可

三、工場事業場技能者養成令に基きて發する命令による職權にして厚生大臣の定むるもの

四、工場事業場技能者養成令第十三條の規定に依る報告徴取(前三號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要なる場合に限る)

五、賃金統制令に基きて發する命令による職權にして厚生大臣の定むるもの

六、賃金統制令第卅一條第一項の規定による報告徴取(前號の規定により委任せられたる職權を行ふに必要なる場合に限る)

統制會は前項の規定により委任せられたる職權を行ふべきこと

第二 行政官廳に提出すべき勤勞行政に關する書類にして統制會を経由すべきものに附ては命令を以て之を定むること

第三 第一の規定に依り統制會の行ふ職權及前條の規定に依り統制會の爲す經由に關しては厚生大臣の指揮監督を承くること

第四 厚生大臣は第一の規定に依り統制會の爲す處分にして法令に違反し、公益を害し又は職權を超越るものありと認むるときその他當該處分を不適當なりと認むるときは之を停止し、取消し又は變更することを得ること

厚生大臣前項の規定に依り統制會の處分を停止し、取消し又は變更したるときはその旨を告示すべきこと

第五 第一の規定により統制會の行ふ處分は行政執行法第五條の規定の適用に附ては行政官廳の法令に基きてなす處分と看做すこの場合に於ては同條の當該

行政官廳は當該處分に係る事項に關する主務官廳とする事

第六 第一の規定により統制會が行政官廳の職權を行ふ場合または第二の規定により行政官廳に提出すべき書類が統制會を経由するものとせらるゝ場合に於ては許可認可等行政事務處理簡捷令の適用に附ては當該統制會はこれを行政廳と看做すこと

第七 第一及第二の規定により統制會の行ふ事務に要する經費は統制會の負擔とすること

第八 本令に定むるものの外第一の規定に依り統制會が行政官廳の職權を行ふ場合及第二の規定に依り行政官廳に提出すべき書類が統制會を経由するものとせらるゝ場合に於ける必要なる事項は厚生大臣命令を以て之を定むること

第九 厚生大臣左に掲ぐる職權を行ふに當りては統制會の意見を徴するものとする事

(一) 學校卒業者使用制限令第二條第一項の規定に依る認可

(二) 勞務調整令第二條第一項の規定に依る工場事業場その他の場所の指定

(三) 工場事業場技能者養成令に基きて發する命令に依る職權にして厚生大臣の定むるもの

第十 厚生大臣左の各號の一に該當する事項に關する必要なる計畫を樹立する場合においては統制會の意見を徴するものとする事

(一) 勞務調整令第六條の規定による國民職業指導所の行ふ國民學校修了者の紹介

(二) 勞務調整令第七條第一號の規定による國民職業指導所の行ふ一般青壯年の紹介

第十一 第九及第十の規定は工場事業場管理令により陸軍大臣又は海軍大臣の管理する工場事業場に關してはこれを適用せざる事

### 日滿農政研究會の滿洲開拓第二次五ヶ年計畫に關する希望決議

日滿農政研究會に於いては昭和十八年六月二十四日第五回總會に際し、現下の新事態に即應すべき滿洲開拓第二次五ヶ年計畫の具體的方策について協議、大要左の如き方策を決議、日滿兩國政府に對し要望する事となつた。

#### 一 決 議

一、日本側において講すべき方策

(一) 開拓民送出促進の一大國民運動の展開

滿洲開拓の國策的意義を國民各層に滲透せしめ、拓土送出を促進せしめるため政府指導の下に一大國民運動を展開する

(二) 行政機構の整備

開拓行政の特異性に鑑み地方廳におけるこれが專管機構の確立を圖る

(三) 分村計畫の強力なる推進

(イ) 日滿を通ずる食糧増産の確保および農業人口の定有がわが國農政の根幹たるに鑑み、皇國農村確立促進方策を講ずるに當つては重要な實踐要目として分村計畫を推進せしめるやう措置する

(ロ) 分村計畫を遂行せんとする農村は努めて優先的に標準農村に指定するとともに、開拓團の

編成に當つては標準農村の分村計畫と密接なる關聯を保持せしめる

(ハ) 農村の地主階級に對し分村計畫に對する關心を振起せしめ、これに協力せしめる方途を考究する

(四) 企業整備に伴ふ大陸歸農開拓民送出の促進  
時局の要請に即應し轉廢業を必要とするものについては速かに具體的送出計畫を促進する

(五) 開拓團および青年義勇隊編成の指導者に對する養成施設の整備

開拓團および青年義勇隊郷土部隊編成の成否が指導者の資質如何に懸るに鑑み、養成施設を整備し指導者の大量的養成を圖る

(ニ) 滿洲國側において講すべき方策  
(一) 補充入植計畫ならびに弱體開拓團整理計畫の樹立

補充入植計畫ならびに弱體開拓團整理計畫の樹立  
團員送出期間を経過した開拓團で團員の現在數が計畫戸數と著しく懸隔のあるものは速に補充入植計畫を樹立し、補充入植の困難なものは速かに地區整理を行ひ、開拓地の效率の利用を圖るとともに新規入植地の確保に資する

(二) 入植基本施設の事前整備

開拓地における道路、家屋、役畜など入植ならびに増産上必要な基本施設は政府またはその代行機關において開拓民入植以前に整備せしめ、開拓民をして専ら増産に挺身せしめるやう考究する